

京都市営保育所

保育のガイドライン

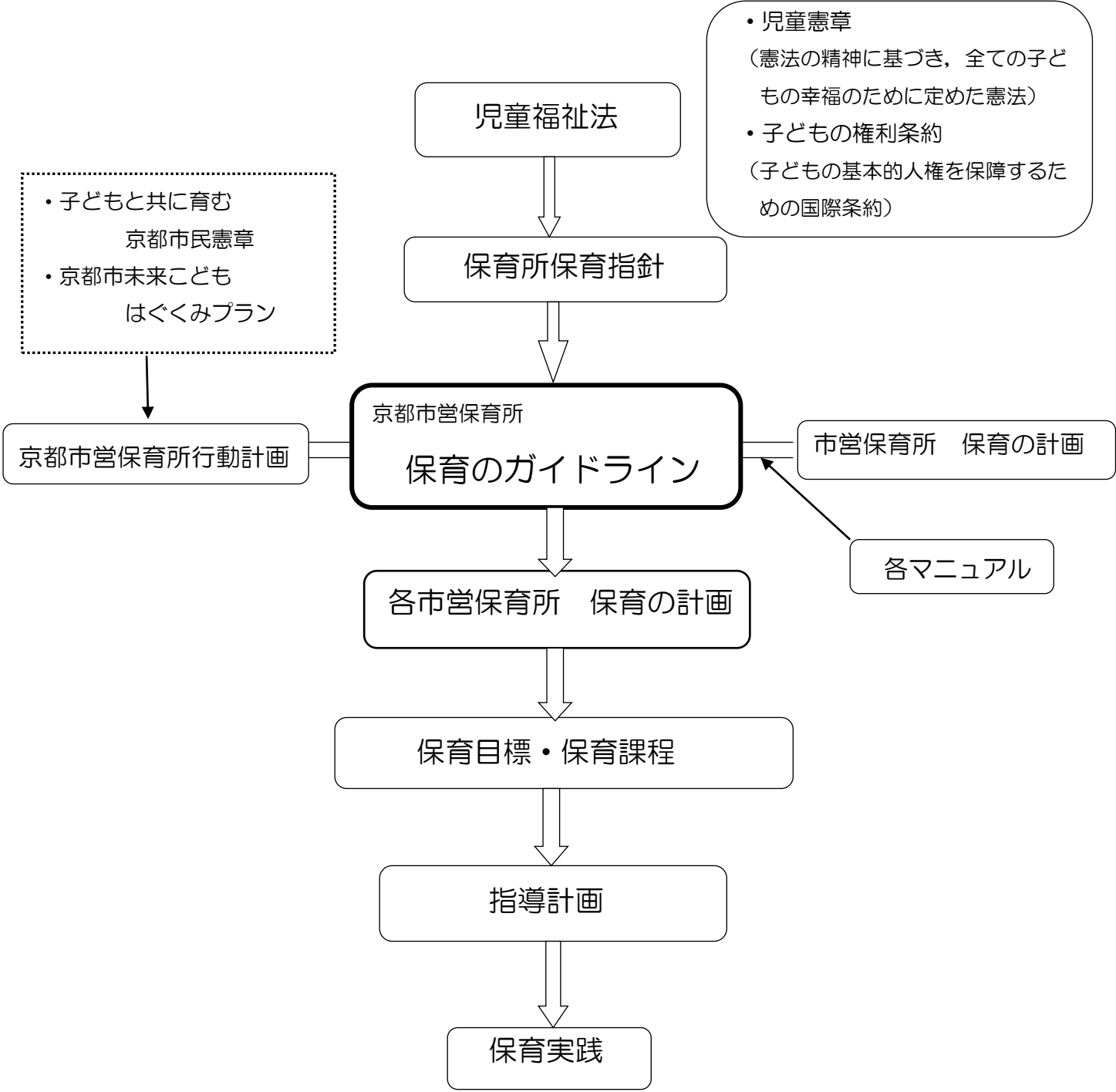
京都市営保育所長会作成

（令和3年度版）

はじめに

本ガイドラインは、京都市が制定した「子どもと共に育む京都市民憲章」の理念に基づき、京都市未来こどもプラン（市町村行動計画（後期行動計画））のもと平成24年度の京都市営保育所長会の研究会が作成した、「京都市営保育所 行動計画」の実現に向け、市営保育所における「保育の質の向上」の取組の基本となる事項をガイドラインとして定めたものです。

なお、作成に当たっては、所長会に作成グループを設置し、保育所保育指針を基に、市営保育所副所長会と協力し、市営保育所長会での検討を重ねました。



目 次

I	保育所の役割と保育理念	1
1	京都市の保育を取り巻く現状	1
2	保育所の役割	2
3	保育理念等	3
II	実践内容	3
1	保育の基本姿勢	4
2	生活とあそび	4
3	保育環境	6
4	障害のある子どもの保育	8
5	養育困難ケースの対応	9
6	異年齢保育	9
III	保育における子どもの健康づくり	10
1	保育所給食	10
2	体づくりと健康管理	11
IV	保育上の安全確保および危機管理	13
1	危機管理の重要性	13
2	日常保育における安全管理	13
3	プライバシー保護と情報管理	14
4	防災について	14
5	防犯について	14
6	緊急時の連絡体制	14
V	入所児童の保護者との連携・協力	14
1	保護者とともに	15
2	保護者への情報提供と説明	15
3	保護者からの意見、要望等	15
VI	地域の子育て家庭への支援	15
1	地域子育て支援事業	15
2	地域子育て支援拠点事業	16
VII	保育の質の向上	16
1	保育の内容	17
2	各種研修	17
3	保育所巡回指導	18
4	保育の計画	18
5	保育所評価	18

I 保育所の役割と保育理念

1 京都市の保育を取り巻く現状

(1) 保育所入所状況と保育サービス

京都市に設置されている保育所は、民営保育園が約9割、市営保育所が約1割となっており、保育を必要とする多くの乳幼児を民営保育園等が受け入れています。また、昭和25年に設置され、乳児の受入先として大きな役割を担ってきた昼間里親制度は、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行開始に伴い、小規模保育事業所に移行し、引き続き本市の保育需要に応える役割を担っています。この他、認可外施設は、令和2年4月現在、設置届数117施設である。

○ 京都市の保育園・所、認定こども園、地域型保育事業所の箇所数の推移

(各年4月1日現在)

年度	27	28	29	30	31	令和2
市営保育所	21	21	18	17	15	14
民営保育園 (うち、認定こども園)	245 (11)	248 (19)	251 (22)	263 (34)	268 (47)	269 (51)
地域型保育事業所	64	84	112	120	131	136
合計	330	353	381	400	414	419

* 地域型保育事業所には、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を含む

* 昼間里親は平成27年度から小規模保育事業所に移行

* 小規模保育事業所には「旧昼間里親」、「旧グループ型小規模保育」及び「旧保育所実施型家庭的保育」を含む。以下同様。

○ 京都市の保育園・所、認定こども園、地域型保育事業所入所児童数の推移

(各年4月1日現在)

年度	27	28	29	30	31	令和2
市営保育所	2,140	2,111	1,901	1,773	1,490	1,362
民営保育園 (うち、認定こども園)	26,862 (1,742)	27,329 (2,630)	27,885 (2,992)	28,236 (4,450)	28,408 (6,116)	28,338 (6,436)
地域型保育事業所	707	1,004	1,315	1,424	1,580	1,600
合計	29,709	30,444	31,101	31,433	31,478	31,300

○ 就学前児童数と待機児童数の推移（各年4月1日現在）

年度	27	28	29	30	31	令和2
就学前児童数	65,779	65,503	64,748	63,762	62,197	60,792
入所児童数	29,709	30,444	31,101	31,433	31,478	31,300
待機児童数	0	0	0	0	0	0
就学前児童数に占める割合(%)	45.2	46.5	48.0	49.3	50.6	51.5

○ 保育サービス実施箇所数（令和元年4月現在）

	保育所定数	障害児保育	夜間保育	時間外保育	一時預かり	休日保育
民営保育園	268	222	8	2,19	51	6
市営保育所	15	15	0	9	6	1

*障害児保育（障害児が在籍している保育園・所数）

（2）保護者の現状

少子化、核家族の進行が一層進み、世帯構造の変化、地域の協力・協働関係の希薄化などに伴う家庭や地域の養育力の低下が懸念される状況が続いています。平成25年度に行った「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」においても、特に母親において、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている方が多く見られます。また、日本経済の低迷から生活保護世帯の増加や雇用環境の悪化、格差拡大を受けて相対的貧困率の増加に伴い「子どもの貧困」が深刻化する中、就労を希望する母親が増加しています。

ひとり親家庭や親が心身の病気を抱えていたり厳しい生活を送っている現状も加わり、児童虐待についての相談・通告件数、認定件数共に大幅に増えています。子どもの命にかかわる重大な人権侵害である児童虐待に対して早期発見・早期対応が喫急の課題になっています。

2 保育所の役割

保育所は、保育を必要とする乳幼児にとって、「最もふさわしい生活の場」として、一人一人を大切に丁寧な保育を提供するとともに、入所児童の保護者や地域の子育て家庭の支援を視野に入れ、地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、地域に開かれた保育所として、子どもの成長に欠かせない保育の場を確保し、地域の子育て力の向上に貢献する役割を担います。

また、今日、子どもの生活環境や保護者の子育て力、地域の子育て環境は大きく変化し、保育へのニーズも複雑化しており、保育所の果たす役割は多様化してきています。保育所はこの現状を踏まえ、その役割に十分応えていくために、保育の質の向上を図るとともに、周辺地域の子育て支援の拠点となるよう努めます。

3 保育理念等

(1) 保育理念

乳幼児期は、人間形成にとって極めて重要な時期です。市営保育所は児童福祉法及び保育所保育指針と、児童憲章及び児童権利宣言、児童の権利条約等示された保育の基本理念に基づき、子ども一人一人最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指します。

(2) 保育目標

保育を必要とする乳幼児について、養護と教育が一体となった保育を行い、一人一人の子どもが一個の主体として育つこと、また子どもと保護者が安心して生活できることを保育の目的とします。一人一人の子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出し、周囲と共に生きる力の基礎を培うために、次のような保育の目標を掲げます。

- ① 自分を大事と思う心を育てる。
- ② 生活を楽しみ心身の健康を喜ぶ心を育てる。
- ③ 自主・自立及び協調の態度を養い、共に生活する姿勢を培う。
- ④ 自然や社会の出来事に興味や関心を持つ心を育てる。
- ⑤ 言葉によって自分の気持ちを素直に表現したり、相手の話を聞いたり、相手の話を理解したりする力を育てる。
- ⑥ 感性豊かに感じる心、表現することを楽しむ心を育てる。

加えて保育所は、入所する子どもの保護者のみならず、地域の子育て家庭の保護者に対して、保育所の環境を活用し、保育士及び調理師の専門性を生かしながら、子育て不安を緩和し、安心した家庭生活が営めるように支援することを目標とします。

(3) 保育課程

「市営保育所の保育の計画（全体的な計画）」に基づき、保育所ごとに「保育課程」を盛り込んだ保育の計画を作成し、質の高い保育実践を展開します。

Ⅱ 実践内容

保育は、まずは保育士等が子ども一人一人の思いを受け止め、そこで抱いた保育士等の思いを子どもに返すことを通して、子どもの主体としての心を育てることをその基本とします。そして子ども一人一人の発達過程に応じて、基本的生活習慣や社会性を身につけ、自分の思いを自分らしく表現できるようになるため、次のことに留意して保育を進めます。

1 保育の基本姿勢

- ① 子ども一人一人の主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康的で安全で安定した生活ができる環境を用意すること。
- ③ 個人差に配慮しながら、一人一人の発達過程に応じて保育すること。
- ④ 友達と仲良くする心、相手を尊重する心を大切にし、集団活動を効果あるものになるよう援助すること。
- ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、乳幼児期にふさわしい体験が十分に得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を受け止め、さまざまな機会を捉え、適切に支援すること。
- ⑦ 保育にあたり知りえたさまざまな個人情報とは、正当な理由なく外部に漏らすことがないように、守秘義務を遵守すること。

2 生活とあそび

(1) 生活について

一日のほとんどを過ごす保育所は、子ども達の基本的な生活の場となります。その中で、食事、睡眠、排泄、衣服の着脱、清潔など、生命を保持し、心身の成長発達には欠かせない営みが行われています。生理的欲求が満たされ、健康で心地良く過ごすことを大切にしたい保育を行います。

ア 生活リズムと日課

快適な生活を保障する為に、家庭での生活を含めた24時間を見通し、子どもが安心して安定した情緒を持って過ごせることを大切にします。環境設定に配慮しながら、一人一人の生活の流れを把握した日課を保障します。この日課の中で、活動ごとに子どもが自ら満足感を持って活動を終え、次の活動へと気持ちを切り替えて向かえるように、時間に幅を持たせることを大切にします。また、遊び、食事、休息（午睡）の生活時間の設定については、個々の生活リズムに合わせて行います。デイリープログラムでは、子どもが主体となり、見通しを持ち、意欲的に生活や遊びが繰り返されるように組み立てます。

■デイリープログラム＜7：00～19：00開所の例＞

0歳児	1歳児・2歳児	3歳児・4歳児・5歳児
個々に応じた プログラム	7：00 — 順次登所 合同保育	7：00 — 順次登所 合同保育
	8：30 — クラスに分かれ 戸外・室内あそび	8：30 — クラスに分かれ 戸外・室内あそび
	10：30 — 離乳食～給食 順次 午睡	11：30 — 給食 順次 午睡
	14：30 — おやつ 戸外・室内あそび	15：00 — おやつ 戸外・室内あそび
	18：00 — 時間外保育 おやつ	18：00 — 時間外保育 おやつ
	19：00 — 保育終了	19：00 — 保育終了

イ 生活習慣の自立

生活習慣の自立は、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など、自分で身の回りのことがひと通り出来るようになることです。

乳児期においては、特定の大人との信頼関係の中で生理的欲求が十分に満たされ心地良い環境の下で過ごすことで情緒の安定を図ります（毎日を機嫌よく過ごし、やがて遊びにも意欲的になります。）。また、子どもの思いを受け止めて待つことで、子どもの自律、自己をコントロールする力を育むことを大切にします。これらにより成長と共に生活面において自分で出来ることが増え、そのことに喜びを感じるようになります。情緒が安定し、自律心が育まれ、生活面でも自立した子どもは、幼児になり集団の中でも、自ら周囲のあらゆる環境に意欲的に興味を持って関わっていくようになります。

生活に必要な基本的な生活習慣を身につけることは、子どもが自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となります。その中で子ども自身が自発的な秩序感を身につけて行き、その力をもとに、大人や友達など、周囲の人との関係の中で社会性が育つことを大切にします。

(2) 遊びについて

遊びは子どもにとって主体的な活動であり、人として成長していくためのあらゆる要素が含まれています。子どもたちが「ワクワク」「ドキドキ」など様々な感情を体験できるよう、様々な遊びを提供します。

大人が仲立ちをすることで、子ども達は自らの世界を広げ、様々な遊びを子ども同士で楽しめます。成長するに従い、好んで友達と一緒に遊び、一人遊びから集団的な

遊びへと発展し、仲間の一人であることが自覚できるよう、友達と一緒に活動する楽しさを経験させます。

乳児期は、好きな遊びにじっくり取り組む中で「自分で」「いや」などの自己主張を大事にし、友達と関わりたい気持ちの芽生えを促します。友達との関わりを通し玩具を取り合うなど、自分の思い通りにならない経験もさせます。自分の思いを言葉にできない時、大人が子どもに寄り添い、その気持ちを言葉で言い表したり、補ったりを繰り返すことにより、子ども自らが自分の思いを言葉にして伝えられるようにします。

幼児期には、様々な共感やぶつかり合いを繰り返しつつ、仲間と過ごすことの喜びや楽しさを感じられるように、友達と一緒に活動する楽しさを経験させます。一緒に遊ぶためには、自分のことだけではなく、友達の気持ちも受け入れなければならないことに気付き、自分の気持ちに折り合いをつけ、友達との豊かな関係を育んでいけるよう見守ります。子ども達が自己形成できたり、自己肯定感を持てるようになっていたり、友達との関わりを学んでいけるよう、友達と一緒に遊ぶことが追求できるように促します。

子どもが「おもしろい」と思う遊びには、個々の興味・関心や年齢による違いもあり、子ども一人一人が自ら興味を持ち主体的に遊べるよう、遊具・玩具や環境、教材を考慮します。

(3) 食育について

乳幼児期は心身が著しく発達する時期であり、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康保持や増進のために「食」は大変重要です。

保育所では、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として策定された新「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」に基づき、食育を総合的・計画的に推進します。保育所保育指針に示された「保育課程」とこれを具体化した「指導計画」の中に食育計画を位置づけ、各保育所の創意工夫をもとに食育を推進します。

子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、味わい、また、仲間と共に食事を楽しみ合えるように、クッキング活動など豊かな食の体験ができる環境を作ります。

また、保育士が子どもと同じ給食を食べること（保育指導食）で、食べ物の味わいや香りなどを共有し、その表現の仕方を知らせます。身近な人と一緒に食べる楽しさを味わうことや食事にあった食具の使い方、気持ちよく食べるためのマナーを大人の姿を通して身につけ、子どもたちのスキルやマナー、食物への関心を深めます。

3 保育環境

保育の環境には、保育士や子ども等の人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがあります。保育所はこうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が安定し豊かなものとなるよう計画的に環境を構成し工夫することが大切です。

(1) 人的環境

保育所は、子どもが日中の大半を安心して過ごすことができる第2の家庭のようなところです。決まった大人が自分の世話をしてくれるということは、その大人をモデルとして学んでいくためには大切なことです。大人の側からしても、一人の子どもを理解するうえで継続的に関係を保っていくことで、よりその子どもを理解することができます。言葉で伝えるということがまだできない小さな子どもにとっては、自分の思いを理解し、かなえてくれる大人が常にそばにいてくれることを通して、人に対する信頼感をもつことができます。この「人に対する絶対的な信頼感」を築くことができると、やがて「人と良い関係を結ぶ」ことを喜びと感ぜられるようになります。日常的生活の中で、大人を観察し模倣することによって、社会生活を営むために必要な力を身につけていきます。

- ・ 人との信頼関係の基礎を育てるために「育児」においてはいつも同じ保育士が世話をする「育児担当制」をとり、一人一人の成長や発達に合わせて、丁寧に関わります。

＊ 育児担当制については、市営保育所長会作成の「乳児の育児行為への保育士の丁寧な関わりについて」及び「育児行為の指導のポイント」に記載しています。

- ・ 子どもが周囲の大人や友達に関心を持ち、子ども自らの関わりが促されるように、子どもの思いに共感し、互いの思いを言葉により代弁するなど仲立ちとして、子ども達が徐々に相手の思いに気付いていけるようにします。
- ・ 身近な友達との関わりを深めるとともに、同年齢の子ども、異年齢の子ども、保育士等や地域の様々な人と関わる機会を作ります。
- ・ 子どもに関わる大人は、自身が子どもにとって最も身近な人的環境であるとともに、モデルであることを自覚し、自らが様々な人とのより良い関わりを築きます。

(2) 物的環境

保育所は子どもが長時間生活する、「温かなくつろぎの場」であり「生き生きと活動できる場」となることが必要です。また子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいけるようにするとともに、一人遊びや少人数での遊びに集中したり、ほっとくつろげる時間と空間を保障していきます。

ア 室内環境

- ・ 保育室は家庭的で温かい雰囲気を作ります。
- ・ 子ども達が「考える」「聞く」「見る」「人と関わる」などの人として生きていくのに必要な力を得るために、子どもの興味や関心に応じた活動を主体的に選んで取組める遊具や玩具を使いやすく配置し、時間的にも空間的にも遊びを保障します。
- ・ 自分で選ぶ、自分で「～シタイ」等の、子どもの主体性を引き出すための保育環境の設定を行います（常設の遊び空間を設け、自分で選んで遊べるような設定の工夫や、玩具を自分で選択し、手に取れるような工夫）。
- ・ 複数の友達と遊べる遊具やコーナーなどの設定をして、物の配置や子どもの動線に配慮します。
- ・ 子どもが自分の興味や関心に応じた活動を主体的に取り組むことができるよう、室内には積み木、ゲーム、パズル、絵本やままごと、物作りのための道具と材料などの環境を整えます。
- ・ 保育室に植物や装飾物など、季節感を取り入れます。
- ・ 掲示物、装飾などは、子どもにとって刺激が強くないようにします。
- ・ 保護者、子どもの動線を考慮した受入れスペースを工夫します。

＊ 室内あそびの環境構成については、市営保育所副所長会作成の「京都市営保育所における室内遊びの環境構成」に記載しています。

イ 園庭環境

- ・ 命と出会い、命の大切さを感じたり感性を育てたりするために、栽培や飼育自然との触れ合いができるように整えます。
- ・ 「空間」と「土・水・木などの自然」、「砂場や固定遊具・遊ぶための道具」をそろえます。

4 障害のある子どもの保育

保育所が持つ機能を積極的に発揮し、障害のある子もない子も共に生活する中で、共に育ちあう保育を目指します。

障害のある子どもについては、発達してきた過程や心身の状態を把握しながら、子ども一人一人のニーズにこたえることによって、子どもが生きていくのに必要な心身の育ちを図ります。

また、障害のない子どもについては、共に生活することにより障害のある子どもに対する理解が深まり、ひいては人間として成長していく上で、互いに認め合い、尊重しあい共に生きていくという心を育てます。

障害のある子どもの保育にあたっては、子どもがいきいきと意欲的に生活しているかどうかを把握し、個別に子どもの状態をよく観察し、適切な配慮や援助を行い、専門家による指導、援助を受けるなど、保護者、保育士、専門家間の密接な連携をとります。

さらに、子どもの育成について保護者と十分に話し合い、理解しあって信頼関係を築き、協力して保育します。

障害児と認定された子のみならず、支援の必要な子に対しても同様に、一人一人の状態を把握し、専門家の助言も活かしながら、その子に応じた保育の手立てを探り、支援します。

また、児童福祉センターをはじめとする療育機関や様々な機関と連携をとり保育にあたります。

5 養育困難ケースへの対応

虐待の疑いのある子どもの早期発見と、子どもやその家庭に対する適切な対応は、子どもの生命の危機、心身の障害の発生防止につながる重要な保育活動です。

保育者は専門職として、子どもの虐待を未然に防ぐため、また、早期発見のために日々入所児童の観察とその保護者との関わりの中で、どんな小さなサインも見逃さないよう心がけます。児童虐待の防止等に関する法律の施行後、発生予防、早期発見、早期対応、保護などが強化され、虐待を受けたと疑われる場合も通告の義務が課せられています。不適切な養育や虐待などの疑いのある子どもや気になる子どもを発見した時は、速やかに関係機関に連絡し、連携を密にして子どもの保護や保護者への対応にあたります。

また、虐待が疑われるケースや虐待ケースは、継続的に児童相談所と連携をとり情報交換を行います。

6 異年齢保育

少子化が進み、兄弟の数が少なくなり、地域からも異年齢集団が消えていく中、意図的に異年齢の関わりを増やす取組は重要になってくると考えられるため、異年齢保育に取り組めます。

異年齢保育では、年齢にこだわらず幅を持たせた保育を行い、より一人一人の育ちに寄り添った保育を目指します。いろいろな友達と関わることで、人とつながる力をより育み、“まねる”ことが学ぶことであり、異年齢の生活の中で“まねる”ことが自然に経験でき、子ども同士で影響し合い、高めあっていきます。また、“この年齢ならできてあたりまえ”というプレッシャーが少なく、安心して自分を出し、自分で居場所を見つけ、安心して過ごせ、甘えることができ、困った時に“助けて”と言える力になります。そして、“自分はこれでいいんだ”という自己肯定感につながります。

この異年齢保育をすすめるにあたっては、0歳児から5歳児の保育の中で、就学前の姿を見通しながらどのように育てたいかを保育所全体で考えることが大切です。そして、保育士は子ども一人一人の育ちの過程を見据えた活動ができるように環境を整え、支援し、子ども同士が、人とつながることを心地よいと感じられるように働きかけをすることを大切に保育する必要があります。また、保育士が年長児のよいモデルになり、年長児とともに日々の生活や遊びを作ることも大切です。

Ⅲ 保育所における子どもの健康づくり

1 保育所給食

保育所における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのに大変重要な役割を持っています。安全かつ衛生的な食事作りを基本とし、心身の成長、発達が盛んな子どもに十分な栄養を与えることが必要です。

また、食事環境を整えたり、作り方、盛り付け、配膳に工夫を凝らしたり、食事のマナーや栄養の知識を与え、子どもがおいしく食事ができるように取り組みます。

(1) 栄養計画（給与栄養目標量）

給与栄養目標量は、食事摂取基準（2020年版）を活用して幼保総合支援室で定めます。

1～2歳児、3～5歳児それぞれについて1日の摂取目安量を算出し、その45%を保育所（給食・おやつ）で補うものとして給与栄養目標量を決定します。延長おやつは、これとは別に、家庭での夕食状況等をふまえながら各所で決定します。

(2) 献立作成の流れ

毎月、幼保総合支援室で作成する献立を基に、各保育所独自の食育の取組や行事等について食育会議で検討し、保育所献立を決定します。

(3) 献立の内容

毎月ごとに、2週間サイクルの献立とします。

旬の食材を使いながら、子どもがより多くの食材に触れ、味わう機会を持てるよう工夫し、だしのうま味を乳幼児期から覚えることにより、健康的な食嗜好を育むために、献立は和食を中心にします。

また、伝統的な食文化を伝えるために“おばんざい”を取り入れ、毎月1日と10日を「おばんざいの日」として、子ども達や保護者に対して、積極的な情報提供を行います。

おやつは、手作りとするほか、週に1回、季節に応じた果物を提供します。

(4) 調乳・離乳について

「市営保育所における調乳・離乳のすすめ方」に則り行います。

家庭との連絡を密にとるとともに、保育所では月に1回離乳食会議を開催し、保育士と調理師が連携を密にして、一人一人の子どもの発育・発達に合わせて離乳食を進めます。

(5) 食材の発注について

食材の産地や流通経路を調べ、良質で安心できるものを使用し、できるだけ旬の食

材、国産品を選択します。また「給食材料発注マニュアル」に則り発注し、適切な価格を管理するとともに、検品の際は安全性、品質を確認します。

（６）冷凍母乳の受入れ

人間が子どもを母乳で育てることは生物学的に見て自然であり、乳児にとって最良の栄養です。乳児期から保育所に入所するときも、母親が冷凍母乳を利用することにより、保育を受けながらも母乳で育てられる一つの手立てとして受け入れます。

取扱いについては、保育所保健のしおりに従い実施します。

（７）食物アレルギー児への対応

「市営保育所における食物アレルギー児や宗教食等で給食提供に配慮が必要は児童への対応の手引き」、各保育所のアレルギー対応マニュアルに基づき、各保育所でアレルギー会議を実施、保護者との連携をもとに除去食の対応をします。また、毎月１回、三大アレルゲンを含まない「みんな一緒やDAY」を実施し、どの子どもが食べられる献立を提供します。

（８）衛生管理について

「市営保育所給食衛生管理マニュアル」に則り行います。

（９）展示食について

保護者が具体的に給食内容を把握するとともに、家庭の食生活の参考にして、子どもの食生活の充実及び向上に役立つように、給食とおやつを毎日展示します。

（１０）試食会の開催について

保護者等が、保育所給食についての理解を深めるとともに、子どもの食生活の向上に役立つよう、給食と離乳食の試食会を実施します。

２ 体づくりと健康管理

保育所において心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整えます。それらの業務は「保育所保健のしおり」「子ども達を感染症から守るために（京都市）」「保育所における感染症ガイドライン（厚労省）」に則り行います。

（１）健康状態の把握

保護者からの子どもの情報をもとに、職員による日々の心身の状態観察や嘱託医等による定期的な健康診断、身体測定などにより、総合的に一人一人の子どもの状態を把握します。

① 健康観察

子どもは症状の変化（悪化）が著しく早い等の特徴を念頭に置き、児童の健康観察は丁寧に行います。特に 0 歳児は身体機能の発達が未熟で抵抗力が弱いことを認識したうえで、朝の検温を保護者に行ってもらいます。

② 午睡時の観察

「保育所保健のしおり」の「乳幼児突然死症候群（SIDS）」に則り、睡眠中は丁寧に観察し、チェック表に記入します。

③ 保育所の担当医による定期健康診断，身体測定，歯科健診，視力検査，耳鼻科健診，眼科健診，尿検査

子どもの発育・発達状態を把握し、疾病異常の有無を調べることを目的に各種検診・身体測定を行います。また、結果を記録し保育に活用するように努めるとともに、家庭に連絡し、必要に応じ保健指導を行います。

④ 病欠児への対応

入所児の健康状態を把握するとともに、感染症流行の把握のために欠席の理由を確認します。

⑤ 子どもに多い症状（発熱・発疹・咳・嘔吐・下痢）の対応

保育中の上記の症状については「保育所保健のしおり」に則り行います。

（２）環境の整備

抵抗力が弱く、自ら危険を回避できない乳幼児のために、各保育所に保健委員を選出し安全で衛生的な環境の整備に努めます。

① 環境衛生

「安全・衛生点検表」に則り安全衛生点検を行います。

② 光化学スモッグ・PM2.5 の発生対応

光化学スモッグ・PM2.5 の発生時には児童の健康観察を十分行い、外出を控える等の対応をします。

③ プールについて

「保育所保健のしおり」の「プールの安全管理」「プール活動・水遊びハンドブック」「事故予防・事故発生時の対応手引き」各保育所の「プール活動マニュアル」に則り、子どもの健康状態の把握とプール水の衛生管理に留意し、実施します。

④ 怪我・事故の予防

「保育所保健のしおり」に則り事故予防や事故発生時の応急処置を行います。また、事故報告、ヒヤリハット報告等により検証し予防に努めます。

④ 身体清潔

夏の外遊びなどで身体が汗や泥で汚れてしまったときは、シャワーを使い身体を清潔にします。0 歳児は特に汗をかきやすく、発疹などのトラブルを起こしやすいので沐浴やシャワーで汗を流します。

(3) 健康に必要な習慣を身につける

子どもの発達過程に応じ、子ども達が健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、家庭と保育所が連携を取ります。

① 保健指導

検診等の結果を伝えるとともに、保健だより等を活用します。

② 歯磨き指導

幼児を対象に虫歯予防のため、歯科衛生士による歯磨き指導を行います。
フッ化物洗口を順次実施していきます。

③ 与薬の相談

原則、薬は預かりませんが、やむを得ず保育中に与薬が必要な場合は、幼保総合支援室通知の「保育所における与薬への対応について」に則り行います。

Ⅳ 保育上の安全の確保および危機管理

子どもの健康と安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持・増進を図るとともに、安全で衛生的な環境の維持及び向上に努めることが大切です。そのためには、一人一人の子どもの心身の状態や発育・発達状態を把握し、それを踏まえて保育することが必要です。また、子ども自らが健康に関心を持ち、安全な生活を営む心と力を育てることが大切です。

更に、心身の育ちの土台となる体力づくりのために、体を十分使った遊びを積極的に取り入れることや、嘱託医やかかりつけ医等と連携を図り、感染症等の疾病予防や安全対策に努めます。

1 危機管理の重要性

成長・発達の過程では、歩けなかった子が歩き始めるというように、身体移動の自由を獲得します。また、転んだりぶつかったりといった『失敗』を通し、年齢相応の学習をし、精神的にも成長します。しかしながら、子どもは危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険（リスク）と隣り合わせです。保育所職員は、子ども一人一人を十分理解し、健全な発達を保障しうる環境を整備した上で危険予測を行い、さらに事故はいつでも起こりうることを認識し、事故予防及び危機管理に取組みます。

事故とヒヤリハットの関係は、1つの事故の背景に29の軽微な事故、300のヒヤリハットが存在するという「ハインリッヒの法則」があります。各保育所でヒヤリハットの報告書や集計結果をまとめることで、ヒヤリハットをより身近に感じ、改めて事故予防へ繋がります。

2 日常の保育における安全管理

日々、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるよう全職員で安全に対する配慮と実践を行い、安心で安全な保育に取組みます。そのため、日頃から子どもの観察

（体調・動き方・息づかい・機嫌・表情・食べ方など）に努め、一人一人の子どもや集団の特性を十分に把握し、職員全体で共有します。

また、日常保育の中で子ども自身が自分の身を守ることが出来るよう安全能力を育てるとともに、日頃から子どもに命の大切さを知らせ、年齢にあった安全能力を身につけます。

3 プライバシー保護と情報管理

保育所は、日々、個々の子どもや家庭と深く関わることから、様々な個人情報を管理するため、職員は日頃から守秘義務を遵守します。不用意に個人名を出したり、噂話等をせず、京都市職員（会計年度任用職員・臨時的任用職員を含む）として職務倫理を理解した行動をとります。人権に配慮し、個人のプライバシー侵害にならないよう情報管理を徹底します。

4 防災について

災害に対する職員の心構え及び災害発生に備える対策として、災害が発生した時に、どこに避難するかといった対応を記した各保育所の「消防計画」を作成し、毎月の避難訓練・消火訓練の実施など、「防災のしおり」に基づいて行動します。

あわせて、自然災害は想定外の規模で起こり得ることを意識して、柔軟かつ最善の対応ができるよう、的確に状況を把握することによって子どもたちを守ります。

5 防犯について

近年増加している子どもたちが巻き込まれる犯罪を防ぐために、不審者を想定した避難訓練（防犯訓練）などを実施し、職員の対応強化や子どもの防犯意識の向上、地域住民や地域の交番（駐在所）との連携を図ります。

6 緊急時の連絡体制

万が一、児童の怪我、事故、不測の事態、感染症や食中毒、災害発生時には、速やかに保護者、幼保総合支援室などの関係機関と連携を取り適切に対応します。保護者への連絡については、あらゆる手段を活用して連絡できる体制を整え、より速やかに確実に連絡するよう努めます。また、やむを得ず保護者がお迎えに来ることができない事態に備え、必要な食糧備蓄等を行うとともに、引き取りが終わるまで責任を持って預かります。

V 入所児童の保護者との連携・協力

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てできるように、行政、地域、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力の中で子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。

社会全体で子育てを支援していくという視点から、保育所も保護者との連携・協力、地域住民との連携を図ります。

1 保護者とともに

保育所は、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜びや悲しみを共有し、困ったことがあれば一緒に考えていきます。保護者の子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちに共感することを大切にします。

保育所は子どもにとって大切な成長の場であることを保護者に十分説明し、保育所の方針や内容について保護者と共有するように努めます。保育所は保護者が親として育つ場でもあります。日常の送迎時や懇談会などの機会に、保護者のニーズや悩みに耳を傾け、対話やおたよりなどを使い、子どもの成長する姿をともに見守っていることを保護者を感じ取ってもらえるように発信します

2 保護者への情報提供と説明

保育の方針や内容・危機管理等、保育所は保護者に対して説明をする責任があります職員は、「何故こうするのか」「何故そうしてほしいのか」「何のために」「何を目指して」等の説明をします。

3 保護者からの意見、要望等

保育に関する意見・要望・苦情は職員及び関係機関と速やかに検討し、対応しますが、時間がかかる場合には、その旨を保護者に説明します。現状に置いて改善できないことは、事情と理由を丁寧に説明し、理解してもらうように努めます。

保護者からの苦情や指摘は、社会福祉法第82条の規定に基づき「苦情解決の手順」を定め、保育所の玄関に提示し、保護者の方々に知らせます。

Ⅵ 地域の子育て家庭への支援

子どもたちが健やかに成長するためには、行政、地域、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点から、保育所は保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながら、そして保護者も地域住民の一員であることを踏まえ、すべての子育て家庭の子育てを支援します。

1 地域子育て支援事業

行政直営の保育所として、子どもの健全育成と子育て家庭の負担感等の緩和、及び地域全体での子育てを支援する基盤形成のため、身近な地域に開かれた子育て支援に係る社会資源として、保育の場を提供するとともに、保育士の専門的知識を活用し、次世代育成や世代間交流の視点を加えた事業を積極的に実施します。

① 園庭開放

在宅で子育てをする家庭に対して遊び、交流及び憩いの場を提供するとともに、幅広い世代の方々とのふれあいや保育士の乳幼児との接し方を知る機会を提供します。

② 子育て相談

地域で生活する子育て家庭の不安を軽減し安心感を得られるよう、保育士等が子育ての不安や悩みに対する幅広い相談を受けます。

③ 子育て講座

親子が一緒に学んだり、文化に触れたりする機会をつくるために、子育てに関する知識や情報の提供を行います。

④ 子育て情報の収集と発信

子育てや保育に関する情報を積極的に発信するとともに、保育士が持つ専門知識や身近な地域の子育て支援事業の情報発信等を行ないます。

2 地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援の充実を図るため、専任の職員により、周辺地域の社会資源を掌握し、情報発信を行うとともに、各区役所、支所が行うネットワークの構築の補完的役割として、それらを実施する人材の育成や団体の支援を行ないます。

Ⅶ 保育の質の向上

「一人一人を主体として受け止め、主体としての心を育てる保育」の実践と、保護者や地域の子育て支援を推進するために、把握・分析・処理する力と専門的な知識や技術を身に付けます。また、業務に対する意欲や広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成するとともに、京都の保育の質の向上を図るために、地域型保育事業所・認可外保育施設等へも積極的に研修参加を働きかけ、子どもの最善の利益のために連携・協力を図ります。

1 保育内容

(1) 「一人一人を主体として受け止め、主体としての心を育てる保育」とは

すべての子どもは自分の思いや心を持っており、その子ども一人一人の思いや心を受け止め尊重し、子どもが自分らしく生き、かつ、周囲の人と共に生きる姿勢を培うことが出来るように保育を行うことです。

(2) エピソード記述検討会

上記の保育を実践するうえで最も重要となる「心を育てる営み」、あるいは「心と心をつなぐ営み」は目に見えないものであり、また、直接子どもに関わっている保育士が自ら感じ取ることが出発点となるものであります。保育の一コマをエピソードとして描くことにより、目に見えない営みを他者に伝え、目に見えない子どもの心の動き

を捉えます。これをエピソード記述検討会として、全ての職員で検証，討議，確認し合うことで保育の質の向上を図ります。

2 各種研修

公的機関として，保育所保育指針や「京都市営保育所 保育の計画（全体的な計画）」に示された保育所の役割と社会的責任を果たすため，計画的，継続的に研修を実施し，研修を通して職員一人一人の専門性及び資質の向上を図り，積極的に保育内容及び保育水準の向上並びに子育て支援を推進します。

（１）幼保総合支援室研修

人材育成を図るため，職員研修を体系化して実施します。

① 役職研修（保育所の管理・運営及び職員指導，保育所の果たす役割等）

所長研修，副所長研修

② 階層別研修（経験年数ごとの市営保育所の保育士としての果たす役割と資質の向上）

新規採用保育士研修，初任保育士研修（保育経験 3 年目），中堅（Ⅰ）保育士研修（保育経験 8 年目），中堅（Ⅱ）保育士研修（保育経験 15 年目），中堅（Ⅲ）（保育経験 20 年目），主任研修（主任），課題別研修（保育経験 25 年目以上）

③ 分野別研修（各専門分野における保育のスキルの向上）

乳児保育担当者研修，幼児保育担当者研修，障害児保育担当者研修，造形研修，絵本研修，地域子育て支援拠点事業担当者研修，調理師研修

④ その他の研修

会計年度任用職員研修，臨時的任用職員研修，地域型・認可外保育施設保育従事者研修，幼保総合支援室による合同研修

＊ 参照「市営保育所職員研修体系表」「市営保育所幼保総合支援室研修内容」

（２）派遣研修

全国規模の研修や他機関の研修に参加することにより視野を広げ見識を深めます。

（３）職場研修

保育所業務に必要な知識，技術等の習得向上と各保育所における保育課題の解決を図ります。

（４）自主研修

上記に加えて，職員同士が同じ課題をもち共に学び合います。

3 保育所巡回指導

幼保総合支援室参事による保育所巡回を受け、地域や家庭との連携の状況及び保育内容から、一人一人の子どもが豊かに育つ保育所生活が営まれているか等について、具体的な助言及び指導を受け、保育の課題を明確にとらえ保育の質の向上を図ります。

4 保育の計画（全体的な計画）

「京都市営保育所 保育の計画（全体的な計画）」に基づき、保育の目的・目標を達成するために各保育所において保育の計画（保育課程及び指導計画）を作成します。

5 保育所評価

第三者評価を年次計画的に全市営保育所が受診します。また、所長会の実施する保育環境評価スケールを用いて、各保育所の評価を実施することで市営保育所の保育を担保します。

おわりに

本「保育のガイドライン」を作成したことで市営保育所の保育水準を担保し、保育の質の向上を目指します。保育所職員には、日々の保育で大切にすることを確認するためのものであり、市民には、京都市営保育所の保育を示し、知らせていくものとします。

各保育所においては、本「保育のガイドライン」に基づき、「保育の計画」を策定し、日々の保育を実践することとしています。

なお、今後、保育を取り巻く環境や状況等の変化に合わせ、本「保育のガイドライン」は順次改定していくものとします。

保育のガイドライン参照資料について

参照資料名	幼保総合支援室通知文 ファイル	その他
京都市営保育所 「保育の計画」	I-1	
健康長寿のまち・京都食育推進プラン		京都市平成 28 年 3 月発行
「乳児の育児行為への保育士の丁寧な 関わりについて」 「育児行為の指導のポイント」		京都市営保育所長会 平成 22 年度研究報告書 平成 25 年度研究報告書
京都市営保育所における 室内遊びの環境構成		京都市営保育所副所長研究会 平成 25 年度報告書
市営保育所における調乳 ・離乳のすすめ方	O-3	令和 3 年 1 月改正
給食材料発注マニュアル	O-3	平成 23 年 10 月改正
市営保育所における食物アレルギー児 や宗教食等で給食提供に配慮が必要な 児童への対応の手引き	L-3	幼保総合支援室 平成 29 年 10 月改正
市営保育所給食管理衛生マニュアル	O-3	平成 29 年 4 月改正
保育所保健のしおり		幼保総合支援室 平成 31 年度改正 (ピンクファイル)
SIDS の予防	L-12	幼保総合支援室 保健のしおりに記載
プールの安全管理		幼保総合支援室 保健のしおりに記載
プール活動・水遊びハンドブック		幼保総合支援室 平成 27 年度作成
事故予防・事故発生時の対応手引き		幼保総合支援室 平成 28 年度作成
保育所における与薬への対応について	L-12	
防災のしおり	A-4	
苦情解決の仕組み	C-2	
市営保育所幼保総合支援室研修内容	P-2	